

奈良市公報

第54号

令和3年8月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
7 29	30	奈良市公報号外第21号に掲載	人事課
7 29	31	奈良市公報号外第21号に掲載	保健衛生課
7 29	32	奈良市公報号外第21号に掲載	介護福祉課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
7 19	402	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 19	403	農用地利用集積計画の決定	農政課
7 19	404	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
7 19	405	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
7 20	406	放置自転車等の保管	環境政策課
7 20	407	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
7 21	408	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 21	409	住民票の職権消除	市民課
7 26	410	放置自転車等の保管	環境政策課
7 28	411	差押調書の公示送達	滞納整理課
7 29	412	放置自転車等の保管	環境政策課
7 29	413	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
7 30	414	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
7 30	415	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の廃止	介護福祉課
7 30	416	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課

監 査

月 日	番号	件 名
7 29	12	奈良市監査基準の一部を改正する基準
7 29	13	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
7	20	34	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
7	30	35	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件名	主管
7	26	15	定例教育委員会の開催	教育政策課
7	28	16	臨時教育委員会の開催	教育政策課
7	28	9	奈良市公報号外第21号に掲載	学校教育課
7	28	10	奈良市公報号外第21号に掲載	一条高等学校
議 会				
月	日	番号	件名	主管
7	30	2	奈良市公報号外第21号に掲載	議会総務課
正 誤 表				
正誤表				

告 示

奈良市告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年7月19日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年6月18日 奈良市指令整開 第19A-10号

令和3年7月7日 奈良市指令整開 第19A-10-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1 工区)

開発行為 令和3年7月19日 第1776号

3 開発区域に含まれる地域

(1 工区) 奈良市疋田町四丁目185番2の一部、185番5の一部及び185番6の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区瓦町二丁目4番5号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

(令和3年7月19日掲示済)

奈良市告示第403号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年7月19日

奈良市長 仲川元庸

(令和3年7月19日掲示済)

奈良市告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
三宅医院	奈良県奈良市南京終町四丁目378-57	令和3年 5月31日
永井医院	奈良県奈良市西木・町138-1	令和3年 4月14日
福島医院	奈良県奈良市学園北一丁目9番1号 パラディ学園前Ⅱ5階	令和3年 5月31日
長岡歯科医院	奈良県奈良市西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	令和3年 3月4日
いのうえこどもファミリー歯科	奈良県奈良市二名三丁目1046番1	令和3年 5月31日
たけはら歯科	奈良県奈良市朝日町一丁目5-1	令和3年 5月31日

(令和3年7月19日掲示済)

奈良市告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年7月19日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
福島医院	奈良県奈良市学園北一丁目9番1号 パラディ学園前Ⅱ5階	令和3年 6月1日
医療法人社団たけはら歯科	奈良県奈良市朝日町一丁目5-1	令和3年 6月1日
いのうえこどもファミリー歯科	奈良県奈良市二名三丁目1046番1	令和3年 6月1日
オレンジ薬局 奈良中央店	奈良県奈良市杉ヶ町8-3	令和3年 7月1日

(令和3年7月19日揭示済)

奈良市告示第406号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年7月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和3年7月20日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和3年7月20日揭示済)

奈良市告示第407号

令和3年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和3年7月20日

対して審査請求をすることができる。

また、この処分を取消しを求むる訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分を取消しの訴えを提起することはできない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分を取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和3年7月21日

奈良市長 仲川元庸

記

事件本人 省略

(令和3年7月21日揭示済)

奈良市告示第410号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年7月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和3年7月26日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年7月26日揭示済)

奈良市告示第411号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和3年7月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和3年7月28日揭示済)

奈良市告示第412号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
令和3年7月29日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目288番地の1)
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和3年7月29日揭示済)

奈良市告示第413号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和3年7月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和3年4月20日 奈良市指令整開 第20A-41号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和3年7月29日 第1778号
公共施設 令和3年7月29日 第880号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中山町1754番1

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 奈良市中山町1455番地の2
 西澤 正次
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
 道路：奈良市中山町1754番1の一部

(令和3年7月29日揭示済)

奈良市告示第414号

令和3年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

奈良市長 仲川 元庸

令和3年7月30日

別紙1の表中

「

西脇 知永	西脇内科医院	神功三丁目7-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」を

「

西脇 知永	西脇内科医院	神功三丁目7-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-------	--------	-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」に改める。

(令和3年7月30日揭示済)

奈良市告示第415号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を廃止したので、同法第78条の11第2号の規定により公示する。

令和3年7月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970104416	地域密着型通所介護	社会福祉法人博遊会	奈良県大和郡山市九条町307番地1	特別養護老人ホームトマトホーム	奈良市横井町906番地12

(令和3年7月30日揭示済)

奈良市告示第416号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和3年7月30日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970102303	訪問介護	有限会社カセイ	奈良市朱雀四丁目1-3	介護支援センターわ	奈良市朱雀四丁目1-3

- 2 廃止年月日 令和3年7月31日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970104226	通所介護	株式会社リールステージ	奈良市大宮町五丁目3-14 不動ビル4階406号	リールデイサービス西木・	奈良市西木・町206 やぎもとビル1階

(令和3年7月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第12号

奈良市監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。
令和3年7月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

奈良市監査基準の一部を改正する基準
奈良市監査基準（令和2年奈良市監査委員告示第11号）の一部を次のように改正する。
第8条第1項に次の1号を加える。

(8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査）

附 則

本基準は、令和3年7月29日から施行する。

(令和3年7月29日揭示済)

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 山 本 憲 宥
同 伊 藤 剛

観光戦略課（旧観光振興課）

監査結果公表日 平成30年6月29日（奈良市監査委員告示第10号）

措置結果通知日 令和3年7月26日

[監査の結果]	[措置の内容]
柳生観光駐車場の使用料及び旧柳生藩家老屋敷の入場料について、各施設の入り口で料金と引換えに使用券及び入場券を交付しており、その印刷は徴収事務の委託先である指定管理者に任せているが、所管課は印刷枚数と在庫枚数の確認を行っていなかった。 使用券及び入場券は領収書に代わるものであるため、所管課は印刷枚数と在庫枚数を適切に把握されたい。	平成30年5月から、柳生観光駐車場の使用実績及び旧柳生藩家老屋敷の入場実績について、6日毎の領収済通知書受取と電話確認、1ヵ月毎に提出される日報及び月報を確認しています。 また、報告内容並びに使用券及び入場券の管理の在り方に間違いがないことを確認するため、2ヶ月に1度を目安に当課職員が指定管理者立会いのもとで現物を確認し、在庫枚数確認書に記録することで、印刷枚数と在庫枚数の管理を実施するよう改めました。

(令和3年7月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第34号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年7月20日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
こしの水道設備	越野 昌	奈良県御所市柏原1617番地の2	令和3年7月16日

(令和3年7月20日揭示済)

奈良市企業局告示第35号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年7月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
クリエイティブワークス株式会社	代表取締役 松原 功政	大阪府堺市中区土塔町2204番地6	令和3年7月20日
株式会社 大和水道工業	代表取締役 中井 秀夫	奈良県・城市北花内546番地	令和3年7月21日

(令和3年7月30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第15号

令和3年7月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年7月26日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年7月27日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 203会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 令和3年度9月補正予算要求額について

議事

議案第16号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部改正について

議案第17号 学校教育法施行細則の一部改正について

議案第18号 奈良市立高等学校における授業料等に関する条例施行規則の一部改正について

議案第19号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和3年7月26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第16号

令和3年8月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年7月28日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年8月5日(木)

午後2時から

2 場 所

奈良市教育センター(はぐくみセンター) 8階 中講座室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第20号 令和4年度使用奈良市立中学校社会教科用図書(歴史的分野)の採択について

議案第21号 令和4年度使用奈良市立高等学校教科用図書の採択について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までです。

新型コロナウイルス感染症防止拡大の観点から会議場所での傍聴はご遠慮いただき、8階多目的講座室で会議の様子を傍聴していただきます。8階多目的講座室前にて傍聴の受付を行います。定員は50名で、定員を超える場合は抽選を行います。

(令和3年7月28日揭示済)

正 誤 表

令和3年8月2日付け奈良市公報第53号

ページ	誤	正
5	神功37-29	神功三丁目7-29